

医療法人制度改革の主な論点(案)

※平成15年3月「これからの医療経営の在り方に関する検討会」を踏まえたもの。

◇非営利性の徹底

- 特定医療法人及び特別医療法人の抜本的改革による、住民にとって望ましい医療を担う新たな持分のない医療法人制度の検討
- 剰余金の使途の明確化の検討

◇公益性の確立

- 住民にとって望ましい医療の内容を医療計画に位置付けることを検討
- この医療を新たな持分のない医療法人が積極的に担うことを検討

◇効率性の向上

- 公益性の高い医療を担う新たな持分のない医療法人の経営管理体制の検討

◇透明性の確保

- 医療法人会計基準の検討
- 医療経営の情報公開、広告等の検討
- 住民参加の方策の検討

◇安定した医療経営の実現

- 住民等による資金面の支援の検討
- 地域の医療機能に応じた幅広い連携による安定経営の検討

「医療経営の非営利性等に関する検討会」において、
医療法改正を視野に入れて、具体的検討を行う予定

～ 医療法人に求められる将来像の提示とそれに沿った制度改革の実現 ～

医療提供体制の有力な担い手としての医療法人を伸ばす立場

○医療法人制度が発足して50年以上経過し、次のような問題点が顕在。

- I. 非営利性の考え方が不明確となっているおそれ
- II. 救急医療やへき地医療など住民が望む公益性の高い医療とミスマッチになっているおそれ
- III. 経営のチェック機能が有効に働いていないおそれ
- IV. 経営の透明性が確保されていないおそれ
- V. 医療が安定的に提供されていないおそれ

医療法人の規制改革を求める立場

○株式会社のもつメリットを医療機関経営に活かせるよう要請。

- I. 医療法人は実質的に非営利ではないのでは
- II. 株式会社でも公益性の高い事業を実施できるのでは
- III. 株式会社は株主という経営をチェックする機能が担保されているのでは
- IV. 信頼が重要な株式会社は透明性のある経営ができるのでは
- V. 直接金融により安定した経営が可能では

〔医療法人制度改革の基本的な方向性〕

I. 非営利性の徹底、II. 公益性の確立、III. 効率性の向上、IV. 透明性の確保、V. 安定した医療経営の実現

- 一 公益性の高い医療を提供する競争力のある医療法人の実現
- 二 住民が支える医療法人制度への改革による医療経営の安定化の実現
- 三 限られた医療資源の効率的な活用による住民の利便性の向上と負担の抑制